

芳珠記念病院 介護医療院 陽だまり 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団 和楽仁が設置する芳珠記念病院 介護医療院 陽だまり（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 5 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 施設は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前6項の他、介護保険法その他の法令を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（施設の名称等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 芳珠記念病院 介護医療院 陽だまり
- (2) 所在地 石川県能美市緑が丘11丁目71番地

第4条（従業員の職種、員数及び職務の内容）

施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 3 名

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。医師の宿直に関しては、同一敷地内の併設病院との連携により、入所者の病状が急変した場合に速やかに診察を行う体制を確保する。

(3) 薬剤師 4 名

薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 10 名以上

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 15 名以上

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 理学療法士 1 名 作業療法士 1 名

理学療法士・作業療法士は医師等その他の職種のものと共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

(7) 管理栄養士 1 名以上

栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(8) 介護支援専門員 1 名

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(9) その他

その他の職員は、併設病院との職員の兼務を行うこと等により適正なサービスを確保する。

第5条（介護医療院の入所定員）

施設の入所定員は 60 名とする。

I 型療養床の入所定員： 60 名

第6条（介護医療院サービスの内容）

介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 診療

(3) 入浴

(4) 排泄

(5) 褥瘡の予防

(6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(7) 食事

(8) 機能訓練

(9) 相談、援助

- (10) レクリエーション行事
- (11) 栄養管理
- (12) 口腔衛生の管理

第7条（利用料等）

- 1 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第21号）によるものとする。
- 2 施設は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

（1）食事の提供に要する費用

1, 600円／1日

特別な食事を希望する場合は、相談に応じます。その場合の費用は自己負担となります。

特別な食費 おやつ代 55円（税込）/日

（2）居住に要する費用

多床室 437円/日

個室 1, 728円/日

（3）特別な療養室の提供に要する費用

5, 500円（税込）／日

（4）理美容代

3, 000円（税込）／1回

（5）その他

介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

- 3 前項（1）及び（2）について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説

明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 7 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

第8条（要介護認定に係る援助）

- 1 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

第9条（入退所に当たっての留意事項）

- 1 施設は、入所申込者の症状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。
- 2 施設は、その症状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の症状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。
- 5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

第10条（衛生管理及び感染対策等）

- 1 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる

措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね1月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第11条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 1 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第12条（緊急時等における対応方法及び協力医療機関等）

- 1 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に症状の急変その他必要な場合は、速やかに医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
- 2 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす医療法人社団和楽仁芳珠記念病院を協力医療機関と定めるものとする。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 3 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、県に届け出るものとする。
- 4 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。
- 5 施設は、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 6 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 7 施設は、協力歯科医療機関を医療法人社団和楽仁芳珠記念病院と定めるものとする。

第13条（非常災害対策）

- 1 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第14条（苦情処理）

- 1 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体联合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体联合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第15条（個人情報の保護）

- 1 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

第16条（虐待防止に関する事項）

施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止検討委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底
 - (2) 虐待防止のための指針を整備
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (4) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回以上）
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条（身体的拘束）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第18条（地域との連携）

- 1 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

第19条（業務継続計画の策定等）

- 1 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提

供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第20条（その他運営に関する留意事項）

- 1 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 和楽仁と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 9月 1日から施行する。

令和元年 10月 1日 改定
令和3年 4月 1日 改定
令和6年 4月 1日 改定
令和6年 8月 1日 改定

令和6年11月 1日 改定

令和7年 8月 1日 改定